

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年8月10日
【発行者名】	ベアリング投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 和田 浩己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	青木 賢次
【電話番号】	03 - 3501 - 6027
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド (1年決算型)
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	(1) 当初自己設定 100万円 (2) 継続募集額 上限2兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月10日に提出した「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の有価証券届出書（平成27年5月14日および平成27年6月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、半期報告書の提出等に伴い、訂正すべき事項および追加すべき事項がございますので、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正箇所】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新・訂正後>の記載事項は原届出書の更新・訂正の内容を示します。また、<追加>の記載事項は原届出書に追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

～ (略)

委託会社等の概況

1. 資本金の額

平成26年12月末日現在 資本金 2億5,000万円

2. 委託会社の沿革

昭和 57年 1月	ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジ メント社東京駐在員事務所を開設
昭和 61年 1月	日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社設立
昭和 62年 2月	投資顧問業者として登録
昭和 62年 6月	投資一任契約業認可取得
平成 7年 1月	ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号 を変更
平成 7年 9月	ベアリング投信株式会社に商号を変更
平成 7年11月	投資信託委託業認可取得
平成 11年 4月	ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成 19年 9月	投資助言・代理業、投資運用業登録
平成 21年 6月	第二種金融商品取引業登録

3. 大株主の状況

(平成26年12月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マ ネジメント(アジア)ホー ルディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen ' s Road, Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

< 訂正後 >

～ (略)

委託会社等の概況

1. 資本金の額

平成27年5月末日現在 資本金 2億5,000万円

2. 委託会社の沿革

昭和 57年 1月	ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジ メント社東京駐在員事務所を開設
昭和 61年 1月	日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社設立

昭和 62年 2月	投資顧問業者として登録
昭和 62年 6月	投資一任契約業認可取得
平成 7年 1月	ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号 を変更
平成 7年 9月	ベアリング投信株式会社に商号を変更
平成 7年11月	投資信託委託業認可取得
平成 11年 4月	ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成 19年 9月	投資助言・代理業、投資運用業登録
平成 21年 6月	第二種金融商品取引業登録

3 . 大株主の状況

(平成27年5月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マ ネジメント(アジア)ホー ルディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen ' s Road, Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

(略)

運用体制等は平成26年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

運用体制等は平成27年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5) 【投資制限】

<訂正前>

<信託約款で定める投資制限>

～（略）

<法令で定める投資制限>

～（略）

<ご参考>

「親投資信託 ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(1)～(2)（略）

運用制限

(1)～(9)（略）

<訂正後>

<信託約款で定める投資制限>

～（略）

信用リスクの集中回避（約款「運用の基本方針」）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第17条の2）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。

<法令で定める投資制限>

～（略）

<ご参考>

「親投資信託 ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(1)～(2)（略）

運用制限

(1)～(9)（略）

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

<更新・訂正後>

(1) 投資リスク

当ファンドはマザーファンドを通じて世界の公社債など価格の変動する有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

公社債市場リスク（金利変動リスク）

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その

他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

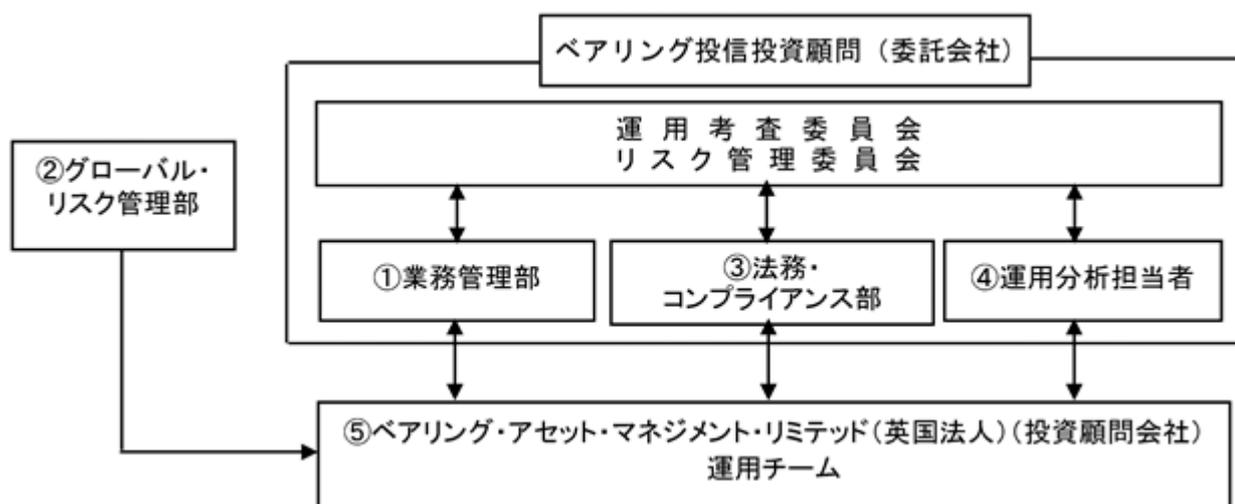
< 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・ 投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に関催されております。



業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令、諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

グローバル・リスク管理部(ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)(投資顧問会社))

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

法務・コンプライアンス部(委託会社)

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

運用分析担当者(委託会社)

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用考査委員会に報告します。

運用チーム(ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)(投資顧問会社))

運用チームは上記 、 、 および の報告、助言を受けて必要に応じ、ポートフォリオの改善を行います。

上記の投資リスクの管理体制は平成27年5月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドの年間騰落率は、2014年10月～2015年5月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2010年6月～2015年5月の5年間(当ファンドは2014年10月～2015年5月)の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○各指数について

・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

～（略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

上記の内容は平成26年12月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求による換金については、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

～（略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（2016年1月1日から年間120万円となる予定です。）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、0歳から19歳の方を対象とした「ジュニアNISA」が新たに創設され、2016年1月1日から口座開設が可能となり、年間80万円の範囲で「NISA」と同様に扱われる予定です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

上記の内容は平成27年5月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(平成27年5月29日現在)

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券	日本	2,595,416,734	100.07
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,036,698	0.07
合計(純資産総額)		-	2,593,380,036	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。(以下同じ)

(注2) 国/地域は、発行地(法人登録国)ベースです。(以下同じ)

(注3) 計理処理上、有価証券の投資比率が100%を超える場合があります。(以下同じ)

(参考)「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」の投資状況

(平成27年5月29日現在)

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	ニュージーランド	4,974,498,932	5.48
		南アフリカ	3,442,298,866	3.79
		ベルギー	3,383,867,836	3.72
		メキシコ	2,468,038,262	2.71
		アメリカ	1,781,537,018	1.96
	地方債証券	カナダ	25,253,228,594	27.82
		オーストラリア	9,730,701,593	10.71
		ニュージーランド	1,078,632,000	1.18
	特殊債券	国際機関	19,623,658,204	21.61
		カナダ	9,556,855,669	10.52
		ノルウェー	2,248,229,640	2.47
		ドイツ	530,004,870	0.58
		フランス	234,159,204	0.25
		オランダ	120,348,802	0.13
	社債券	アメリカ	3,768,275,521	4.15
		フランス	1,070,507,477	1.17
		オランダ	688,537,197	0.75
		ジャージー	482,569,392	0.53
		イギリス	426,706,904	0.47
		韓国	349,660,980	0.38
		ニュージーランド	283,179,666	0.31
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	723,322,757	0.79	
合計(純資産総額)			90,772,173,870	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成27年5月29日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	額面総額 (当該通貨)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ベアリング ワール ド・ボンド&カレン シー・マザーファン ド	2,305,807,333	1.1248	2,593,572,252	1.1256	2,595,416,734	100.07

投資有価証券の種類別投資比率

(平成27年5月29日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.07
合計		100.07

(参考)「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」の投資有価証券の主要銘柄
(評価額上位30銘柄)

(平成27年5月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面総額 (当該通貨)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	国際機関	特殊債券	IBRD 7.625% 19JAN23	28,000,000	17,186.09	4,812,107,160	17,176.19	4,809,335,608	7.625	2023/1/19	5.29
2	カナダ	地方債証券	QUEBEC 7.50% 15SEP29	23,000,000	17,942.08	4,126,680,079	18,294.71	4,207,785,094	7.5	2029/9/15	4.63
3	国際機関	特殊債券	ASIAN DEV BK6.22%15AUG27	23,523,000	16,950.86	3,987,351,997	16,615.70	3,908,511,511	6.22	2027/8/15	4.30
4	カナダ	地方債証券	QUEBEC 7.50% 15JUL23	21,600,000	16,527.85	3,570,016,334	16,557.54	3,576,430,497	7.5	2023/7/15	3.94
5	カナダ	地方債証券	QUEBEC 7.125% 09FEB24	21,000,000	16,238.32	3,410,048,292	16,334.83	3,430,315,266	7.125	2024/2/9	3.77
6	国際機関	特殊債券	IADB 7.00% 15JUN25	20,000,000	16,404.12	3,280,824,680	16,677.56	3,335,513,340	7	2025/6/15	3.67
7	オーストラリア	地方債証券	WEST AUST 7.00% 15OCT19	28,000,000	11,108.38	3,110,348,136	11,225.97	3,143,273,112	7	2019/10/15	3.46
8	国際機関	特殊債券	EIB 6.00% 07DEC28	10,000,000	26,528.61	2,652,861,537	26,973.91	2,697,391,530	6	2028/12/7	2.97
9	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALND 5.50% 15APR23	26,000,000	9,771.37	2,540,557,500	10,105.07	2,627,319,500	5.5	2023/4/15	2.89
10	ベルギー	国債証券	BELGIUM 9.375% 21FEB20	9,645,000	25,572.99	2,466,515,174	25,364.46	2,446,402,745	9.375	2020/2/21	2.69
11	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALND 6.00% 15MAY21	23,187,000	9,876.09	2,289,971,306	10,122.82	2,347,179,432	6	2021/5/15	2.58
12	ノルウェー	特殊債券	KOMMUNAL BK 6.50%12ARP21	20,000,000	10,950.96	2,190,193,680	11,241.14	2,248,229,640	6.5	2021/4/12	2.47
13	カナダ	特殊債券	ONTARIO EL10.125%15OCT21	15,000,000	14,798.65	2,219,798,888	14,920.68	2,238,102,226	10.125	2021/10/15	2.46
14	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND 6.00% 14JUN21	19,161,000	10,997.43	2,107,218,539	11,219.33	2,149,737,220	6	2021/6/14	2.36
15	南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA10.5%21DEC26	171,496,000	1,213.96	2,081,908,275	1,200.59	2,058,970,514	10.5	2026/12/21	2.26
16	カナダ	地方債証券	QUEBEC 9.375% 16JAN23	12,984,000	14,792.08	1,920,604,316	15,104.86	1,961,215,074	9.375	2023/1/16	2.16
17	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND 6.25% 21FEB20	16,903,000	10,859.93	1,835,654,238	11,005.02	1,860,178,784	6.25	2020/2/21	2.04
18	カナダ	地方債証券	BR COLMBA 9.95% 15MAY21	12,270,000	14,521.14	1,781,744,589	14,627.13	1,794,748,954	9.95	2021/5/15	1.97
19	アメリカ	国債証券	US TRSY 8.125% 15AUG21	10,461,000	17,250.66	1,804,592,441	17,030.27	1,781,537,018	8.125	2021/8/15	1.96
20	カナダ	特殊債券	HYDROQUEBEC 8.05%07JUL24	10,000,000	17,369.85	1,736,985,584	17,188.25	1,718,825,856	8.05	2024/7/7	1.89
21	国際機関	特殊債券	EIB 5.625% 07JUN32	5,663,000	27,779.43	1,573,149,337	27,157.79	1,537,946,112	5.625	2032/6/7	1.69
22	カナダ	特殊債券	HYDRO-QUEBEC 11% 15AUG20	10,000,000	14,680.52	1,468,052,180	14,669.56	1,466,956,470	11	2020/8/15	1.61
23	カナダ	特殊債券	ONTARIO EL8.90% 18AUG22	10,000,000	14,287.06	1,428,706,230	14,528.11	1,452,811,850	8.9	2022/8/18	1.60
24	南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA6.25%31MAR36	177,363,000	795.25	1,410,487,607	779.94	1,383,328,352	6.25	2036/3/31	1.52
25	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND 6.50% 14MAR33	10,800,000	12,220.58	1,319,823,077	12,776.44	1,379,856,157	6.5	2033/3/14	1.52
26	カナダ	特殊債券	ONTARIO EL 10.0% 06FEB20	10,000,000	13,782.33	1,378,233,843	13,758.63	1,375,863,125	10	2020/2/6	1.51
27	国際機関	特殊債券	EIB 6.00% 06AUG20	12,290,000	10,650.35	1,308,928,912	10,897.86	1,339,347,436	6	2020/8/6	1.47
28	カナダ	地方債証券	ONTARIO 8.10% 08SEP23	9,000,000	14,088.83	1,267,995,456	14,440.46	1,299,641,553	8.1	2023/9/8	1.43
29	メキシコ	国債証券	MEXICO 8.50% 18NOV38	126,900,000	978.52	1,241,753,819	982.85	1,247,238,173	8.5	2038/11/18	1.37
30	メキシコ	国債証券	MEXICO 10.0% 05DEC24	117,000,000	1,058.90	1,238,922,640	1,043.41	1,220,800,089	10	2024/12/5	1.34

(参考)「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」の投資有価証券の種類別
投資比率

(平成27年5月29日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	地方債証券	39.72
	特殊債券	35.59
	国債証券	17.68
	社債券	7.78
合計		100.79

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年5月29日現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	純資産総額 (百万円)	1万口当たりの純資産額 (円)
第1期計算期間末 (平成25年11月11日)	(分配付) 19	(分配付) 10,026
	(分配落) 19	(分配落) 10,026
第2期計算期間末 (平成26年11月10日)	(分配付) 854	(分配付) 10,724
	(分配落) 854	(分配落) 10,724
平成26年5月末日	324	10,360
平成26年6月末日	381	10,326
平成26年7月末日	415	10,412
平成26年8月末日	477	10,598
平成26年9月末日	677	10,598
平成26年10月末日	848	10,730
平成26年11月末日	889	10,819
平成26年12月末日	1,119	10,838
平成27年1月末日	1,359	11,247
平成27年2月末日	1,646	11,097
平成27年3月末日	2,005	11,104
平成27年4月末日	2,470	11,033
平成27年5月末日	2,593	10,897

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期 (平成25年10月21日から平成25年11月11日まで)	0
第2期 (平成25年11月12日から平成26年11月10日まで)	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期	0.3
第2期	7.0
第3期中間 （平成26年11月11日から平成27年5月10日まで）	1.5

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）計算期間中の分配金を加算して算出。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期末の発行済み口数は次のとおりです。

(単位：口)

計算期間	設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	19,455,040	-	19,455,040
第2期	836,275,882	59,278,683	796,452,239
第3期中間 平成26年11月11日から 平成27年5月10日まで	1,846,630,183	258,500,178	2,384,582,244

(注1) 第1期の設定数量(口)には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

< 参考情報 >

■ 基準価額・純資産総額の推移



基準日	2015年5月29日
設定日	2013年10月21日
基準価額	10,897円
純資産総額	25.9億円

■ 分配の推移 (税引前、1万口当たり)

第1期	2013年11月	0円
第2期	2014年11月	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。
基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

■ 主要な資産の状況

<組入上位10銘柄>(マザーファンド)

	銘柄	クーポン(%)	満期	格付	通貨	国・地域名	組入比率(%)
1	国際復興開発銀行債	7.625	2023年1月19日	AAA	米ドル	国際機関	5.3
2	カナダ・ケベック州政府債	7.5	2029年9月15日	AA	米ドル	カナダ	4.6
3	アジア開発銀行債	6.22	2027年8月15日	AAA	米ドル	国際機関	4.3
4	カナダ・ケベック州政府債	7.5	2023年7月15日	AA	米ドル	カナダ	3.9
5	カナダ・ケベック州政府債	7.125	2024年2月9日	AA	米ドル	カナダ	3.8
6	米州開発銀行債	7	2025年6月15日	AAA	米ドル	国際機関	3.7
7	オーストラリア・西オーストラリア州理財公社債	7	2019年10月15日	AA+	豪ドル	オーストラリア	3.5
8	欧州投資銀行債	6	2028年12月7日	AAA	英ポンド	国際機関	3.0
9	ニュージーランド国債	5.5	2023年4月15日	AAA	ニュージーランドドル	ニュージーランド	2.9
10	ベルギー国債	9.375	2020年2月21日	AA	英ポンド	ベルギー	2.7

※上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

債券格付比率(マザーファンド)

内訳	組入比率(%)
AAA	43.2
AA	46.2
A	5.8
BBB	5.5
現金等	-0.8
合計	100.0

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※計理処理上、組入比率が100%を超える場合があります。

債券種別構成比率(マザーファンド)

内訳	組入比率(%)
地方債	39.7
国際機関債等	35.6
国債	17.7
社債	7.8
現金等	-0.8
合計	100.0

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※計理処理上、組入比率が100%を超える場合があります。

※国際機関債等には公社公団債が含まれる場合があります。

※格付は、原則として基準日現在のスタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社及びフィッチ社の格付によります。なお、各社の格付が異なる場合は、高位の格付を記載しています。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2013年は設定日(10月21日)から年末までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第3【ファンドの経理状況】

<追加>

3. ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、第3期中間計算期間（平成26年11月11日から平成27年5月10日まで）について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（平成26年11月11日から平成27年5月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

		第3期中間計算期間末 平成27年5月10日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		2,606,995,819
未収入金		1,404,083
流動資産合計		2,608,399,902
資産合計		2,608,399,902
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,404,083
未払受託者報酬		413,809
未払委託者報酬		11,586,601
その他未払費用		306,795
流動負債合計		13,711,288
負債合計		13,711,288
純資産の部		
元本等		
元本		2,384,582,244
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		210,106,370
（分配準備積立金）		21,678,206
元本等合計		2,594,688,614
純資産合計		2,594,688,614
負債純資産合計		2,608,399,902

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第 3 期中間計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年 5 月10日
営業収益	
有価証券売買等損益	5,973,284
営業収益合計	5,973,284
営業費用	
受託者報酬	413,809
委託者報酬	11,586,601
その他費用	306,795
営業費用合計	12,307,205
営業損失（ ）	18,280,489
経常損失（ ）	18,280,489
中間純損失（ ）	18,280,489
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	5,094,758
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	57,690,232
剰余金増加額又は欠損金減少額	198,025,661
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	198,025,661
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,234,276
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,234,276
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	210,106,370

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第3期中間計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月10日
項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

期別	第3期中間計算期間末 平成27年 5月10日現在
項目	
1. 受益権の総数	2,384,582,244口
2. 1口当たり純資産額	1.0881円
(1万口当たり純資産額)	(10,881円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

期別	第3期中間計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月10日
項目	
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	1,316,164円
	(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第3期中間計算期間 自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月10日	
1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
	未収入金等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

第3期中間計算期間（自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月10日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第3期中間計算期間末（平成27年 5月10日現在）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第3期中間計算期間（自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	期別	第3期中間計算期間末 平成27年 5月10日現在
期首元本額		796,452,239円
期中追加設定元本額		1,846,630,183円
期中一部解約元本額		258,500,178円

< 参考 >

当ファンドは、「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの当中間計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成27年 5月10日現在
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		31,499,045
金銭信託		857,332
コール・ローン		1,064,000,000
国債証券		15,513,860,320
地方債証券		35,209,937,999
特殊債券		31,584,646,087
社債券		6,834,181,233
派生商品評価勘定		352,302,882
未収入金		105,589,440
未収利息		1,332,154,079
前払費用		76,700,558
流動資産合計		92,105,728,975
資産合計		
		92,105,728,975
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		1,361,503,378
未払金		235,409,190
未払解約金		99,651,242
流動負債合計		1,696,563,810
負債合計		
		1,696,563,810
純資産の部		
元本等		
元本		80,501,867,464
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		9,907,297,701
元本等合計		90,409,165,165
純資産合計		
		90,409,165,165
負債純資産合計		
		92,105,728,975

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月10日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>外国為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	対象年月日	平成27年 5月10日現在
1. 受益権の総数		80,501,867,464口
2. 1口当たり純資産額		1.1231円
(1万口当たり純資産額)		(11,231円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

自 平成26年11月11日
至 平成27年 5月10日

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2．時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン、未収入金等の金銭債権及び未払金等の金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

（自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月10日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(単位：円)

平成27年 5月10日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	米ドル	4,593,014,400	-	4,621,431,130	28,416,730
	カナダドル	894,339,879	-	892,976,700	1,363,179
	ユーロ	1,011,041,160	-	1,051,128,000	40,086,840
	英ポンド	181,640,000	-	184,180,000	2,540,000
	売 建				
	米ドル	42,163,967,682	-	42,308,864,730	144,897,048
	カナダドル	18,214,428,690	-	18,917,657,000	703,228,310
	メキシコペソ	2,453,005,000	-	2,463,800,000	10,795,000
	ユーロ	1,803,812,389	-	1,792,577,520	11,234,869
	英ポンド	9,887,233,530	-	10,345,758,960	458,525,430
	豪ドル	12,302,557,822	-	12,302,024,790	533,032
	ニュージーランドドル	6,211,387,000	-	6,067,670,000	143,717,000
	南アフリカランド	3,406,280,000	-	3,323,200,000	83,080,000
合計		-	-	-	1,009,200,496

(注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

* 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成26年11月11日 至 平成27年 5月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの当中間計算期間における元本額の変動

平成27年 5月10日現在	
期首元本額	79,525,303,353円
期中追加設定元本額	11,279,260,238円
期中一部解約元本額	10,302,696,127円
期末元本額	80,501,867,464円
元本の内訳*	
B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）	78,180,617,513円
B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）	2,321,249,951円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

2【ファンドの現況】

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

平成27年5月29日現在

資産総額	2,600,135,990円
負債総額	6,755,954円
純資産総額（ - ）	2,593,380,036円
発行済口数	2,379,983,972口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0897円

<ご参考>「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」

平成27年5月29日現在

資産総額	192,796,835,480円
負債総額	102,024,661,610円
純資産総額（ - ）	90,772,173,870円
発行済口数	80,645,148,176口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1256円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

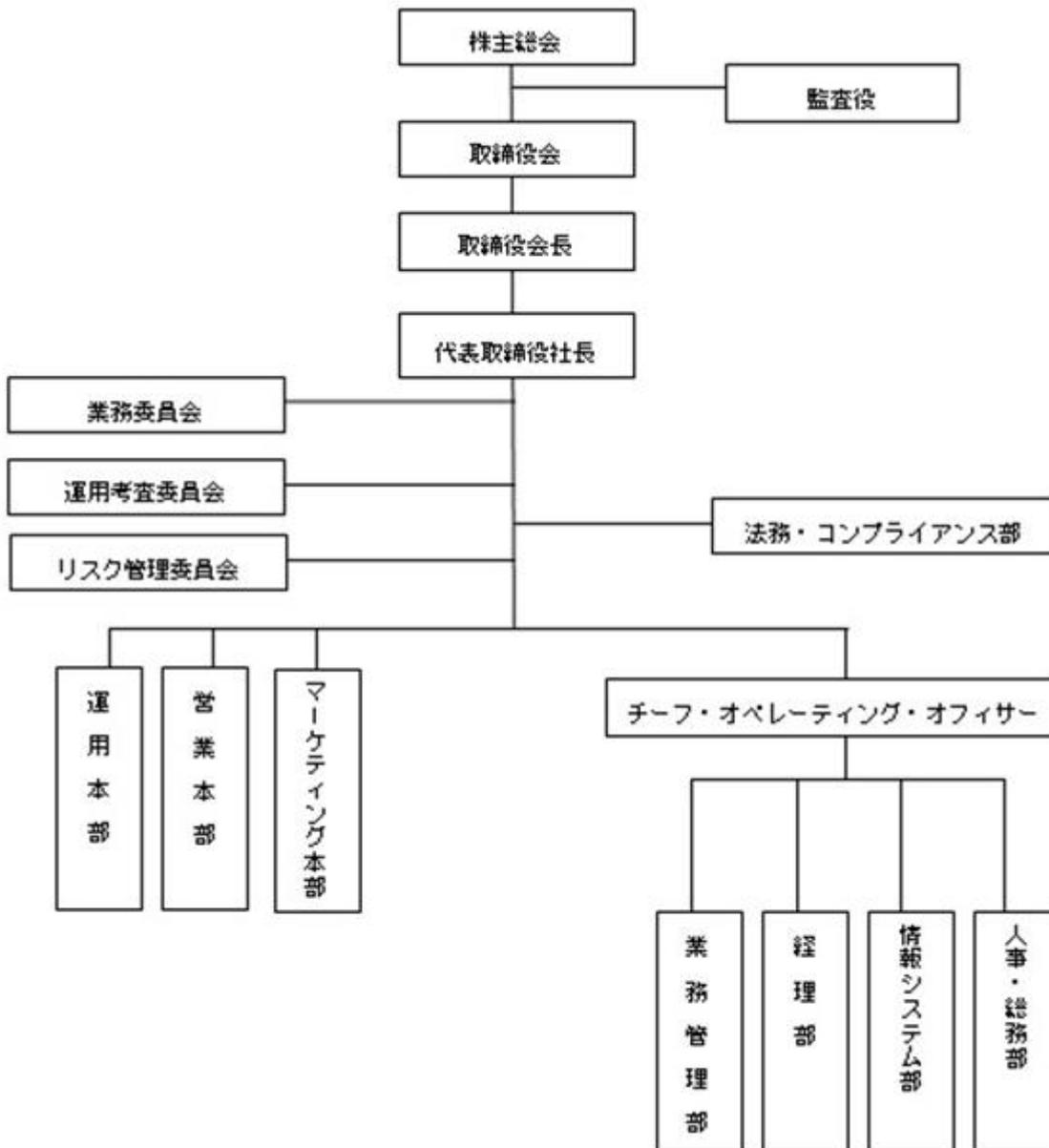
<更新・訂正後>

(1) 資本金の額等

平成27年5月末日現在、資本金は250百万円です。なお、発行可能株式総数は12,000株であり、5,000株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の組織図（平成27年5月末日現在）



経営管理態勢

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとします。取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

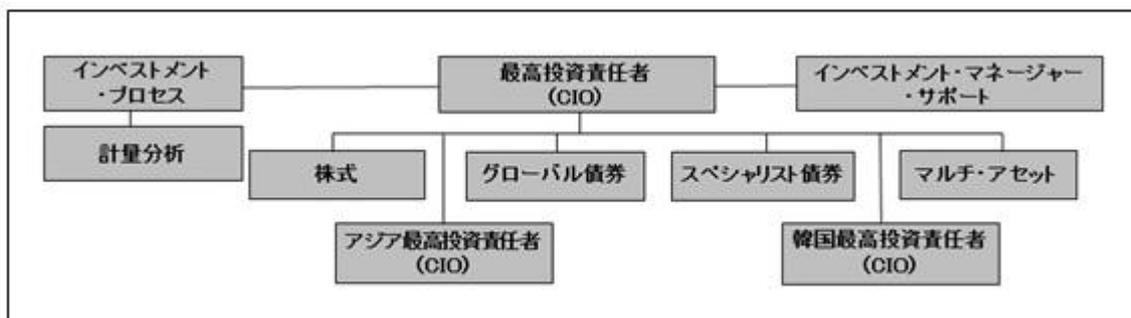
取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

運用の基本プロセス

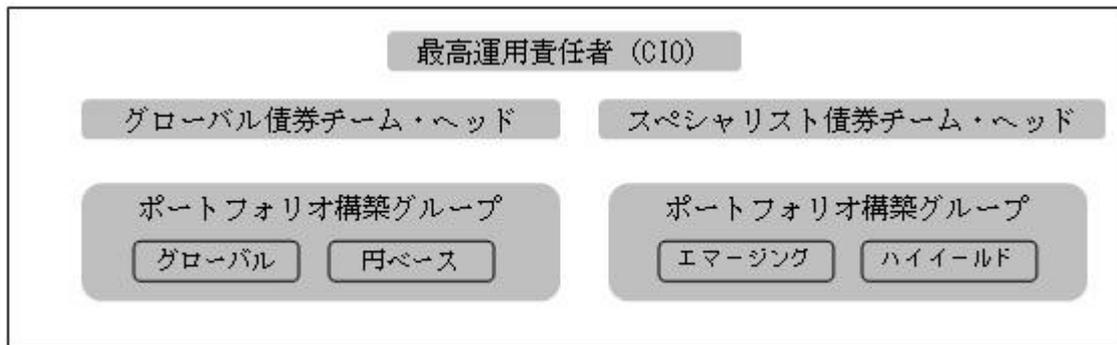
当社は、アジア(除く、日本)株式以外の世界の債券・株式の運用にあたっては、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に、アジア(除く、日本)株式の運用にあたっては、香港のベアリング・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド(香港法人)に、運用指図に関する権限の一部を委託(以下、「運用の外部委託先」)します。

当社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、以下の通りグローバルな運用体制を敷いています。



運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

債券（通貨を含む）運用体制



意思決定プロセスの概要

調査：ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによる綿密なファンダメンタルズ調査を行います。これらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。

投資戦略の決定：各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのスプレッド水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。シナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。なお、取引の執行については、債券専任のトレーダーが行う体制です。

ポートフォリオの構築：モデル・ポートフォリオをファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。

株式の運用体制



成長見通しが株価に反映されていない銘柄を探し出し、所定のリスクに対して最も高いリターンをもたらす可能性のある銘柄を選択します。ここではベスト・アイデア（推奨銘柄）による確信度の高いポートフォリオとして表現される銘柄選択能力が極めて重要になります。

「成長性から見て株価が割安な銘柄」（Growth at a Reasonable Price、GARP）を投資哲学としています。企業の長期的な利益成長が株式市場のパフォーマンスの原動力であると考えており、市場に認識されていない成長機会を発掘するには、今後3年から5年で高い利益成長を達成する可能性が高いクオリティ銘柄を特定することが必要不可欠であると考えています。

投資プロセスの概要

投資アイデアの創出	・幅広い分野に広がるベアリングの投資プロフェッショナルによる確信度の高い投資アイデアの創出
企業調査	・市場により認識されていない今後3年から5年の成長性の探究
ポートフォリオの構築	・Quality(高い質), Growth(高い成長), Upside(株価上昇期待) ・高い確信度、高いアクティブ・シェア ・総合的なリスク分析
ポートフォリオのモニタリング	・我々の投資哲学および投資プロセスと一貫性が保たれていることを確認するための継続的なモニタリング

企業調査のフレームワーク

社内共通のフレームワークで調査対象銘柄のスコアリングを行い、投資銘柄の選定やモニタリングを実施します。

クオリティ(Quality) 安定的な 業績が持続可能	成長性(Growth) 長期的な アウトパフォーマンスが可能	上昇余地(Upside) 規律ある 利益割引アプローチにより測定
<ul style="list-style-type: none"> ● ビジネス <ul style="list-style-type: none"> - 競争力 - 効率性 - 安定性 ● 経営陣 <ul style="list-style-type: none"> - 高い経営能力 - コミットメント - 株主価値の最大化 ● 財務体質 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去3年間の利益成長 ● 今後12ヶ月間の利益成長 ● 今後5年間の利益成長予想 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後5年間の予想利益の現在価値 ● 12ヶ月先予想PER <ul style="list-style-type: none"> - 過去との比較 - セクターとの比較 - 競合他社との比較 ● ROEに対するPBRの水準、資本コスト
Quality(1から5のスコア)	Growth(1から5のスコア)	Upside(1から5のスコア)

なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

（注） 運用体制等は平成27年5月末日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成26年12月30日現在、委託会社は、合計で20本(純資産総額3,149億円)のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	20本	314,959,532,543円
合計	20本	314,959,532,543円

<訂正後>

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用(投資運用業)および投資助言業務を行っています。

平成27年5月29日現在、委託会社は、合計で20本(純資産総額3,027億円)のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	20本	302,739,641,657円
合計	20本	302,739,641,657円

3【委託会社等の経理状況】

<更新・訂正後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。当事業年度（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する諸規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)		当事業年度 (平成26年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		462,876		422,094
前払費用		19,274		20,119
未収委託者報酬		230,469		200,386
未収運用受託報酬		123,102		130,778
未収収益	* 1	14,328	* 1	15,668
繰延税金資産		65,625		52,514
その他の流動資産		3,937		2,921
流動資産合計		919,614		844,484
固定資産				
有形固定資産				
器具備品	* 2	26,048	* 2	36,212
有形固定資産合計		26,048		36,212
無形固定資産				
電話加入権		1,850		1,850
ソフトウェア		29,454		32,027
無形固定資産合計		31,305		33,877
投資その他の資産				
長期差入保証金		55,704		53,353
長期前払費用		16		5
預託金		1,500		1,500
繰延税金資産		51,709		56,458
その他		1,000		-
投資その他の資産合計		109,930		111,317
固定資産合計		167,283		181,407
資産合計		1,086,898		1,025,891

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年12月31日）	当事業年度 （平成26年12月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	4,185	4,635
未払手数料	* 1 167,082	* 1 140,027
未払委託調査費	* 1 16,621	* 1 19,920
その他未払金	40,326	59,089
リース債務	1,384	1,384
未払費用	25,830	23,875
賞与引当金	128,531	116,008
未払法人税等	91,939	3,215
未払消費税等	18,096	30,337
その他の流動負債	-	5
流動負債合計	493,997	398,498
固定負債		
リース債務	3,115	1,730
退職給付引当金	144,404	147,397
役員退職慰労引当金	10,877	793
固定負債合計	158,397	149,921
負債合計	652,395	548,420
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
利益剰余金		
利益準備金	18,587	28,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	165,914	198,883
利益剰余金合計	184,502	227,471
株主資本合計	434,502	477,471
純資産合計	434,502	477,471
負債・純資産合計	1,086,898	1,025,891

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,880,310		2,029,302
運用受託報酬		298,007		398,776
その他営業収益	* 1	50,521	* 1	76,983
営業収益合計		2,228,839		2,505,062
営業費用				
支払手数料	* 1	1,152,015	* 1	1,214,549
広告宣伝費		30,643		29,222
公告費		2,950		3,191
調査費		56,930		88,990
委託調査費	* 1	53,817	* 1	74,635
委託計算費		76,470		83,645
通信費		8,264		5,051
印刷費		17,404		23,004
協会費		2,138		2,750
営業費用合計		1,400,636		1,525,041
一般管理費				
役員報酬		19,360		26,848
給料・手当		186,005		238,431
賞与		119,989		113,452
交際費		2,312		3,189
旅費交通費		14,854		30,189
福利厚生費		33,883		44,587
人材募集費		6,560		23,100
業務関連委託費用		64,167		92,365
器具備品費		1,829		8,948
租税公課		3,700		3,915
不動産賃借料		53,070		70,907
固定資産減価償却費		11,724		16,860
退職給付費用		24,027		18,579
役員退職慰労引当金繰入額		1,440		1,627
諸経費		32,294		41,266
一般管理費合計		575,220		734,269
営業利益		252,982		245,751

営業外収益		
為替差益	-	1,756
受取利息	24	32
賞与引当金戻入額	-	10,040
法人税等還付加算金	3	1
雑収入	524	399
営業外収益合計	551	12,230
営業外費用		
為替差損	8,269	-
営業外費用合計	8,269	-
経常利益	245,265	257,981
特別損失		
特別退職金支出額	597	9,409
特別損失合計	597	9,409
税引前当期純利益	244,667	248,572
法人税、住民税及び事業税	145,574	97,241
法人税等調整額	47,140	8,361
法人税等合計	98,434	105,603
当期純利益	146,233	142,968

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	250,000	3,587	184,681	188,269	438,269	438,269
当期変動額						
剰余金の配当	-	15,000	165,000	150,000	150,000	150,000
当期純利益	-	-	146,233	146,233	146,233	146,233
当期変動額合計	-	15,000	18,766	3,766	3,766	3,766
当期末残高	250,000	18,587	165,914	184,502	434,502	434,502

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	250,000	18,587	165,914	184,502	434,502	434,502
当期変動額						
剰余金の配当	-	10,000	110,000	100,000	100,000	100,000
当期純利益	-	-	142,968	142,968	142,968	142,968
当期変動額合計	-	10,000	32,968	42,968	42,968	42,968
当期末残高	250,000	28,587	198,883	227,471	477,471	477,471

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

1. 賞与引当金戻入額

賞与支給対象者のうち当期に退職した者に対して賞与の不支給を決定したことに伴う引当金の取崩額であります。

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
未収収益	12,825 千円	13,910 千円
未払手数料	72,781	60,903
未払委託調査費	16,621	19,920

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
器具備品	149,449 千円	157,255 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
その他営業収益	45,868 千円	70,524 千円
支払手数料	226,388	253,706
委託調査費	53,795	74,629

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年 6月28日 定時株主総会	普通株式	150,000	30,000	平成25年 3月31日	平成25年 7月17日

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成25年 12月31日	平成26年 4月30日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 （平成25年12月31日）	当事業年度 （平成26年12月31日）
1年以内	18,568	53,128
1年超	-	177,096
合計	18,568	230,224

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	462,876	462,876	-
(2)未収委託者報酬	230,469	230,469	-
(3)未収運用受託報酬	123,102	123,102	-
(4)未収収益	14,328	14,328	-
(5)長期差入保証金	55,704	55,704	-
資産計	886,481	886,481	-
(1)未払手数料	167,082	167,082	-
(2)未払委託調査費	16,621	16,621	-
負債計	183,704	183,704	-

当事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	422,094	422,094	-
(2)未収委託者報酬	200,386	200,386	-
(3)未収運用受託報酬	130,778	130,778	-
(4)未収収益	15,668	15,668	-
(5)長期差入保証金	53,353	53,353	-
資産計	822,281	822,281	-
(1)未払手数料	140,027	140,027	-
(2)未払委託調査費	19,920	19,920	-
負債計	159,947	159,947	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	462,876	-	-	-
未収委託者報酬	230,469	-	-	-
未収運用受託報酬	123,102	-	-	-
未収収益	14,328	-	-	-
長期差入保証金	-	55,704	-	-
合計	830,777	55,704	-	-

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	422,094	-	-	-
未収委託者報酬	200,386	-	-	-
未収運用受託報酬	130,778	-	-	-
未収収益	15,668	-	-	-
長期差入保証金	-	53,353	-	-
合計	768,928	53,353	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
退職給付債務（千円）	144,404	147,397
退職給付引当金（千円）	144,404	147,397

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
退職給付費用（千円）	24,027	18,579

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション関係)

前事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
流動の部		
(繰延税金資産)		
一括償却資産償却限度超過	353 千円	2,197 千円
未払事業税	6,598	462
未払費用否認	9,818	8,509
賞与引当金	48,854	41,345
繰延税金資産小計	65,625 千円	52,514 千円
固定の部		
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	51,709 千円	52,532 千円
役員退職慰労引当金	4,134	282
ソフトウェア	-	3,925
繰延税金資産小計	55,844	56,740
評価性引当額	4,134	282
繰延税金資産合計	51,709 千円	56,458 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	38.01 %	38.01 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.75	5.63
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.92
評価性引当金計上	0.22	2.88
その他	0.25	1.19
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.23 %	42.48 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年1月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,246千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）及び当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

当社は、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,880,310	298,007	50,521	2,228,839

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,178,317	45,868	4,653	2,228,839

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,029,302	398,776	76,983	2,505,062

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,428,078	70,524	6,458	2,505,062

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	45,868	未収収益	12,825
							運用委託契約	*2運用委託	226,388	未払手数料	72,781
									53,795	未払委託調査費	16,621

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	70,524	未収収益	13,910
							運用委託契約	*2運用委託	253,706	未払手数料	60,903
									74,629	未払委託調査費	19,920

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	4,653	未収収益	1,502
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	16,376	未払手数料	5,198
									21	未払委託調査費	6
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	6,453	その他未払金	1,533							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし	役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	13,830	その他未払金	4,966	

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	6,458	未収収益	1,758
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	17,878	未払手数料	4,512
									5	未払委託調査費	-
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	8,615	その他未払金	2,801							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし	役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	30,109	その他未払金	7,550	

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- * (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
- * (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- * (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。
- * (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する注記

Baring Asset Management Ltd. (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	86,900.46円	95,494.23円
1株当たり当期純利益金額	29,246.65円	28,593.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
当期純利益金額(千円)	146,233	142,968
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 (千円)	146,233	142,968
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

<訂正前>

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

<訂正後>

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ___ 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ___ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ___ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下___において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ___ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ___ 上記___に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成26年5月7日付で、社長選任に係る手続きを一部変更するための定款変更を行いました。

た。

平成26年11月4日付で、取締役の任期を変更するための定款変更を行いました。

(2) (略)

<訂正後>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成25年6月28日付で、決算期を3月31日から12月31日とする定款変更を行いました。これに伴い平成25年度の事業年度は平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となります。

平成26年5月7日付で、社長選任に係る手続きを一部変更するための定款変更を行いました。

平成26年11月4日付で、取締役の任期を変更するための定款変更を行いました。

平成27年3月31日付で、取締役会議長を取締役会長とする定款の一部変更を行いました。

(2) (略)

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

株式会社りそな銀行

資本金の額

平成26年9月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・ 資本金 : 51,000百万円（平成26年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

a . 名称	b . 資本金の額（注1）	c . 事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
松阪証券株式会社	100百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ふくおか証券株式会社	2,198百万円	
フィデリティ証券株式会社	6,332百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社青森銀行	19,562百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社親和銀行	36,878百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	

株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業務を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	

株式会社きらやか銀行 22,700百万円

株式会社北國銀行 26,673百万円

(注1) 資本金の額は平成26年9月末日現在。ただし、東海東京証券株式会社、松阪証券株式会社、ふくおか証券株式会社、百五証券株式会社、ワイエム証券株式会社および日産センチュリー証券株式会社の資本金の額は平成26年3月末日現在、フィデリティ証券株式会社の資本金の額は平成26年4月末日現在。

(注2) PWM日本証券株式会社は、平成27年2月12日より募集・販売等の事務を開始します。

(注3) S M B C日興証券株式会社は、平成27年5月18日より募集・販売等の事務を開始します。

(注4) 株式会社北國銀行は、平成27年7月1日より募集・販売等の事務を開始します。

(3) 投資顧問会社

名称

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)

資本金の額

平成26年12月末日現在、80,000千スターリングポンド(約14,962百万円)

(注) スターリングポンドの円換算は平成26年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スターリングポンド=187.03円)になります。

事業の内容

投資顧問業

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

株式会社りそな銀行

資本金の額

平成27年3月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

- ・ 資本金 : 51,000百万円(平成27年3月末日現在)
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

a. 名称	b. 資本金の額(注1)	c. 事業の内容
-------	--------------	----------

いちよし証券株式会社	14,577百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
松阪証券株式会社	100百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ふくおか証券株式会社	2,198百万円	
フィデリティ証券株式会社	6,707百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社青森銀行	19,562百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社親和銀行	36,878百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社きらやか銀行	22,700百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	

(注1) 資本金の額は平成27年3月末日現在。

(3) 投資顧問会社

名称

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)

資本金の額

平成27年5月末日現在、80,000千スターリングポンド(約15,166百万円)

(注) スターリングポンドの円換算は平成27年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行
の対顧客電信売買相場の仲値(1スターリングポンド=189.57円)になります。

事業の内容

投資顧問業

独立監査人の中間監査報告書

平成27年7月13日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の平成26年11月11日から平成27年5月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の平成27年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年11月11日から平成27年5月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年 3月13日

ペアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているペアリング投信投資顧問株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペアリング投信投資顧問株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。